

## 業種変更カード 1 (測量及び建設コンサルタント業務)

業者番号	0	0	0	0	0	商号又は名称	(株) 豊中〇〇コンサルタント	
------	---	---	---	---	---	--------	-----------------	--

【01 登録を希望する業種】★別紙の「測量及び建設コンサルタント業務申込業種表」を確認し、記入してください。

希望順位	業種コード							豊中市申込業種							★ここは記入しないでください。 業種別年間平均実績高 (千円)		1級	2級
	1	2	0	0	2	0	1	建築一般										
1	2	0	0	2	0	1	建築一般											
							<input checked="" type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 新規登録											
2	2	0	0	5	2	2	下水道											
							<input type="checkbox"/> 登録済 <input checked="" type="checkbox"/> 新規登録											
3																		
							<input type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 新規登録											
4																		
							<input type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 新規登録											
5																		
							<input type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 新規登録											

★既に登録のある業種は「登録済」を、今回新規で追加する業種は「新規登録」をチェックしてください。

【02 年間平均実績高】★今回新規で登録される業種区分のみ記入してください。

業種区分	直前2年度分決算(千円)							直前1年度分決算(千円)							直前2年間決算平均(千円)						
測量																					
建築関係		1	1	1	1	1	1		3	3	3	3	3	3		2	2	2	2	2	2
土木関係		1	1	1	1	1	1		3	3	3	3	3	3		2	2	2	2	2	2
地質調査業務																					
補償関係																					
その他																					

★今回提出する現況報告書(又は財務諸表)から記入してください。

★建設コンサルタント業務に係る決算金額を記入してください。他事業による実績は金額に含めないでください。

★千円未満は四捨五入してください。

★消費税を含まない金額を記入してください。

## 業種変更カード2(測量及び建設コンサルタント業務)

業者番号	00000	商号又は名称	(株)豊中〇〇コンサルタント
------	-------	--------	----------------

【03 有資格者数】 ★今回新規で登録される業種区分のみ記入してください。

業種区分	資格名称A	人数	資格名称B	人数
測量	測量士		測量士補	
建築関係建設 コンサルタント業務	構造設計1級建築士	3	2級建築士	2
	設備設計1級建築士	3	建築積算資格者	
	1級建築士	2		
	建築設備士			
土木関係建設 コンサルタント業務	機械部門	2	1級土木施工管理技士	
	電気・電子部門	2	環境計量士	
	建設部門	1	第1種電気主任技術者	
	上下水道部門	1	第1種伝送交換主任技術者	
	農業部門		路線主任技術者	
	林業部門		RCCM資格	4
	水産部門			
	情報工学部門			
	応用理学部門		APECエンジニア	
地質調査業務	建設部門		地質調査技士	
	応用理学部門		不動産鑑定士	
	総合技術監理部門		土地家屋調査士	
補償関係コンサルタント業務			司法書士	
			補償業務管理士	

★申込において常時雇用している職員のうち、専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している各有資格者数を入力してください。

★1人で2以上の資格を有している者については、重複して計上してください。ただし、1人で同一種類である「一・二級」、「士・士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上してください。また、一級建築士の免許を受けている者が、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者である場合は、一級建築士に計上しないでください。

総合技術監理部門